

国有林分収造林制度の概要

1 定義

国有林の分収造林は、造林者(国以外の者)が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、伐採し、その収益(販売代金)を国と造林者とで一定の割合で分収する制度。

2 仕組みの主な内容

- (1) 植栽する樹種は、主として一般的な造林樹種(主にスギ、ヒノキ等)。
- (2) 対象面積は、原則として1ha以上を対象。
- (3) 契約期間は、最長80年。
- (4) 収益の分収割合は、通常、造林者7、国3
- (5) 分収木(植栽された樹木)は、国と造林者の共有。

国有林分収造林の仕組み図

